

第23回総会 議事録

開催日時 令和4年5月30日（月曜日） 午後1時30分

総会開会場所 市役所4階大会議室

(農業委員の出席)

2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹	6番 栗本 謙二
7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二
11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄
15番 船越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之	18番 高井 トミエ
19番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

1番 一柳 泰徳 5番 金西 章

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
5区 辻 義徳	5区 宮田 芳和	6区 橋本 春男	6区 庄野 敏彦
7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一
9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(推進委員の欠席者)

4区 石原 美史

(出席者)

局長 横山 篤 次長 日野 恵 書記 吉田 浩章

議案

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

議案外

報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

報告第3号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

その他

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」について

「令和4年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」

総会開始 午後1時32分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第23回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、4番 谷崎 徹 委員、15番 船越 康博 委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。

なお、1番 一柳 泰徳 委員、5番 金西 章 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数（全員）が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、申請件数は、2件、2筆です。

議長（青木会長）

整理番号1番、整理番号2番については関連する案件でございますので、一括審議といたします。事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（局長）

議案第1号の整理番号1番、整理番号2番についてまとめてご説明いたします。

転用目的は、営農型太陽光発電設備の支柱部分に係る一時転用で、期間は3年間でございます。

小松島市では、昨年数回申請が出てきておりますが、今年度については初めての営農型太陽光発電設備の許可申請となりますので、再度、許可基準の概要についてご説明いたします。

営農型太陽光発電設備を設置する場合の許可基準といたしまして、通常の立地基準や一般基準のほか、いくつか条件がございます。

支柱は簡易で容易に撤去できる構造とし、下部の農地面積における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等から農作業に必要な空間が確保されていると認められていること、支柱を含め発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められることなどです。

また、この許可を受けた者は、毎年、2月末までに農作物の状況を小松島市農業委員会を通じて徳島県へ報告することになっており、この報告内容が適切であるかについて確認することとなっております。もし、営農が適切に行われていない場合は営農型太陽光発電設備の撤去を指導することになります。

なお、営農の適切な継続が認められる場合は、再度一時転用許可申請を行うことが可能となっております。

具体的な内容の説明に移ります。

申請者は、整理番号1番及び2番の農地を所有しており、例年田植えや水の管理等を行い稲刈り以降の作業を委託により行っていました。しかし、この稲刈り等の委託ができなくなったことから、今後自らが稲作を継続するには稲刈り機等、新たに農機具への投資が必要となります。また、農作業の負担の軽減を図ること、一年を通しての作業の平準化の為、シキミ栽培を検討し、太陽光発電を利用することで収支の安定を図ることを計画し、このたび農地法第4条の申請に至りました。

申請地は、平成2年に土地改良事業の対象となった農地で第1種農地となります。

整理番号1番は、田、944㎡のうち2.4758㎡、整理番号2番は田、869㎡のうち2.512㎡の一時転用となります。

申請地については、農用地区域内農地であるため、小松島市長より一時転用に係る農業振興地域整備計画への支障がない旨の意見をいただいております。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。

なお、〇〇土地改良区から、転用に差しさわりのない旨の意見書が添付されてあります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成等はしないため、問題はないものと思われま。また、万が一、被害が生じた場合には、申請者が責任を持って解決いたします。

営農計画書によると、整理番号1番及び整理番号2番については、シキミを作付する計画となっております。シキミ栽培を選択した理由であります、別の地域ではありますが親族が同様の営農型太陽光発電によりシキミ栽培を行っていることからとのことです。

シキミはおよそ1.5メートルから2メートル程度の低木での収穫が可能であり、最低地上高2メートルは十分に空間が確保されています。植付け間隔は約1メートルであることから支柱による営農への支障ありません。

営農指導については、現在、〇〇〇〇にて長年シキミ栽培を行っている親族が2カ月に一度現地へ赴いて行くこととなっております。また困難事案がありますとJA徳島市やJA東とくしまから助言をいただけることになっております。

太陽光発電設備の下部での単収は、1年目に定植を行い、2年目には捕植や施肥（せひ）等を行い、3年目から出荷を予定しております。4年目以降、徐々に収穫量が増え、計画では6年目には地域の平均的な単収の9割以上である10アールあたり423kgを見込んでおり、国の示す基準である8割以上をクリアすることを見込んでいます。

加えて、このシキミ栽培農家の意見書によると、シキミはかげ地の方が上品質となり、太陽光発電設備により遮光が減ることによって収穫量が減ることはなく、申請地でのシキミの栽培は問題ないとの意見が出されています。

転用を行うために必要な資力については、太陽光発電設備の撤去費用も含めて確認する必要がありますが、設置及び撤去に要する費用を含めた金額が記載された4金融機関の残高証明書が添付されていることから、資金調達の見込みがあり、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、議案第1号の整理番号1番及び2番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、営農型太陽光設備については徳島県農業会議の常設審議委員会への諮問案件となっておりますので申し添えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員

現地確認をしましたけれど、特段、他の農地に支障が出るようなことはないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番及び2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番及び2番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開き下さい。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、1筆です。

整理番号1番の申請内容について説明いたします。

転用目的は、工事中仮設事務所（一時転用）でございます。

賃借人は東京に本社を置く準大手ゼネコンであり、このたび四国横断自動車道の業務を受注いたしました。工事現場近くで仮設事務所の設置場所を探していたところ、現場から東に約100メートルのところに位置する申請地所有者である賃貸人と話がまとまり、このたび工事中仮設事務所の設置を目的とする、農地法第5条に基づく一時転用の許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。

申請地については、農用地区域内農地であるため、小松島市長より一時転用に係る農業振興地域整備計画への支障がない旨の意見をいただいております。

また、〇〇土地改良区からは一時転用について差しさわりのない旨の意見書が提出されております。

なお、賃貸人からは、申請地に対し工事中仮設事務所を設置することに同意する旨の同意書が提出されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、南側の市道〇〇線から出入りをし、土地の造成にあたっては現況地盤の上にブルーシートを敷きその上に山土、砕石にて行うが、進入路付近の隣地境界については境界線に接することのないよう造成し、仮設事務所のほか車両が12台分止められる駐車スペースを設ける予定としています。

原状回復にあたってはこれら山土等を取り除くこととしています。

排水については、雨水は地下浸透としますが、仮設事務所には給排水設備を設け、申請地の南側水路へ排水し、この水路の管理者である〇〇協議会による承諾書が提出されております。

なお、被害防除には十分注意致しますが、万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対応するとのことでございます。

また、工事終了後、速やかに原状を回復することとし、令和8年5月から水稻の作付を開始できるとの原状回復計画書が提出されております。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、整理番号1番は許可やむを得ないと考えます。

なお、こちらの農地についても、農用地区域内農地の一時転用となることから、徳島県農業会議の常設審議委員会への諮問案件となっておりますので申し添えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員

今、高速道路のトンネル工事を始めようとしている現場の真下にあたるところで、作業性が一番良くてなんら問題はないと思いますので、みなさんよろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

内多推進委員

賃借人の住所が東京都港区ですが、賃借人は四国支店長の名前がでておりますので、住所を高松なり、支店の方に変えないといけないのではないですか。

事務局（局長）

申し訳ございません。高松市に訂正させていただきます。ありがとうございます。

議長（青木会長）

ほかに何かありませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請総数は、1件、1筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

引き続き、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、事務局より説明をお願いいたします

事務局（次長）

議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、申請総数は1件、8筆です。

議長（青木会長）

事務局は整理番号1番から8番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号1番から8番の申請内容について説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書は、相続した農地に係る相続税の納税猶予を受けるために税務署へ提出する証明になります。

被相続人である〇〇〇〇さんから相続人である〇〇〇〇さんに相続された農地でございます。

申請農地については、相続人である〇〇〇〇さんが農地として耕作していることを確認しております。以上です。

議長（青木会長）

担当の江崎委員さん、なにか補足事項があればお願いいたします。

11番 江崎委員

別に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番から8番についての審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番から8番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第4号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 利用権設定に係る権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の7ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

整理番号1番、地目、田1筆、面積、1,776㎡のうち160.87㎡の、農業用倉庫としての届出になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数1件、5筆です。

整理番号1番から5番、地目、田5筆、貸店舗として、賃貸借での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

報告第3号「利用権設定に係る権利の合意解約による消滅」、申出件数2件、3筆です。

賃貸人、借借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により申出を受理しました。なお、詳細については10ページに記載してありますのでご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外5件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

前年度の点検・評価につきましては、農業委員会等に関する法律第37条により、農業委員会の運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況とその他農業委員会における事務の実施状況について、公表することとなっていることから、皆様に承諾をいただくこととしています。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

まず、はじめにお手元の資料「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の1ページ目をご覧ください。

農業委員会の状況、でございます。

概要といたしましては下段の注意書きに基づき農林水産省や農業センサス等の数値を記載してあります。耕地台帳面積としましては、田1,364ha、畑378ha、合計1,742haでございます。

中段の農家戸数、農業従事者数等は農業センサスや農林水産課がまとめた数値を記載してあります。

2ページをお開きください。担い手への農地の利用集積・集約化、でございます。

現状及び課題でございますが、現状は1,510haの農地面積に対して、令和3年度は約21パーセントの集積を行いました。目標からの達成率は約10.1パーセントとなっております。今後も農地中間管理機構の活用や、賃借の相談により集積を図ってまいりたいと考えています。

3ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、でございます。

農林水産課に確認したところによりますと、令和3年度には3経営体の新規参入があったとのことです。例年新規参入の経営体数が少ないことから、目標を1経営体としていたことから、高い達成状況となっております。

4ページをお開き下さい。遊休農地に関する措置に関する評価、でございます。

現状及び課題でございますが、昨年度の遊休農地面積28.1haであったところ令和3年度には24.6haの3.5haが解消されました。これは、皆様の農地パトロール等の熱心な活動により達成したとものと考えております。

5ページをご覧ください。違反転用への適切な対応、でございます。

こちらは、新たな違反転用はございませんでしたが、解消された事案もありませんでした。引き続き解消に向けた活動を行っていきたいと思っております。

6ページをお開き下さい。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、でございます。

ここでは、2ページに渡って、昨年度の3条許可及び転用に関する業務で総会にお諮りした件数等が記載されており、また、適格法人等の状況を記載してあります。

以上が「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の説明となります。

引き続き、「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明申し上げます。

これは、例年ですと「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」とするところですが、農地利用最適化交付金事業の給付に関する事項が大きく変更したことから、ホームページにて公表する様式もこの交付金事業の申請における様式への変更となりました。なお、公表する内容は大きく変わるものではありません。

それでは内容についてご説明いたします。活動計画につきましては、先ほどご説明いたしました、令和3年度の点検と評価の結果及び国及び県における目標設定によりまとめたものでございます。

1ページ目をご覧ください。農業委員会の状況については任期満了が来年7月であることから、変更ございません。

農家・農地等については令和3年度点検評価と同じ値を記載してあります。

2ページをお開き下さい。最適化活動の目標、でございます。

農地の集積についての目標設定でございますが、国において10年後の集積目標を46パーセントとしており、それを基に県が算出した本市の集積目標率は令和11年度までに45.7パーセントとしてされていることから、この値とさせていただきます。

遊休農地の解消については、緑区分と黄区分とに分類され、緑区分いわゆる草刈り等の安易な整備で解消可能な農地においては現在14.9haでございます。これを5年間で解消するとの方針が示されていることから、この数値の5分の1にあたる2.98haを目標とさせていただきます。

黄区分いわゆる草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施が必要となる農地のことであり、解消のための工程については、県、市また、農地中間管理機構等と基盤整備事業の実施など協議をすることとしています。

また、新たに発生した遊休農地については、直ちに解消することが求められていることから、令和3年度に遊休農地となった面積を記載してあります。

3ページ目に移ります。新規参入の促進、としましては、目標値を過去3年度の利用権移動面積の平均の1割以上とされていることから、5.9haとさせていただきます。

続きまして、最適化活動の活動目標、でございます。

一人当たりの活動日数でございますが、国より示された日数が月10日ということなので、本市の目標も10日とさせていただきますが、実際、これだけの活動はなかなか難しいのではないかと感じております。普段からの農地利用状況の確認など、ちょっとした活動でも記録に残しご報告いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

新規参入相談会への参加目標については1回とさせていただきます。これは、県の農業会議が毎年、アスティ徳島にて『ビジネスチャレンジメッセ』というイベントを行っており、ここには新規参入を希望する事業所等が集まることから、農業会議と協力して、この会場にて、小松島市で新規参入の声掛けを行えばと考えていますので、皆さんもお時間等都合がございましたらご参加の方よろしくお願いいたします。

「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」については以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」について説明がありました。

何か質疑、ご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」について承認いたします。

議長（青木会長）

それでは引き続き「令和4年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

「令和4年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」でございます。

令和4年度前期分小松島市農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外ですが、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に意見照会がきております。

今回の除外申請件数は、10件、19筆です。

また、編入申請についてはございませんでした。

事務局（局長）

農業振興地域整備計画については、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されていて、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要がございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれの意見を確認することとなっておりますので、今回、意見書の照会がありました。その後、縦覧公告や異議申し立て、県との協議等の手続きへと進んでまいります。順調に手続きが進みますと6ヶ月程度で計画変更が承認され、そのあと農地転用の申請書等が提出される見込みでございます。

農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見書を提出することとなります。

委員各位におかれましては、農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないか等、現地を直接ご確認いただきまして、担当委員としての意見のご提出をお願いいたします。

なお、提出期限は、6月13日（月）までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件の担当委員は7名でございます。

整理番号1番は栗本委員、整理番号2番は錦野委員、整理番号3番は豊田委員、整理番号4番から7番は青木会長、整理番号8番は川瀬委員、整理番号9番は森委員、整理番号10番は高井委員でございます。

以上の皆さんは、お手元に配布させていただいている資料をご確認のうえ、担当委員としての意見のご記入とご提出をよろしくをお願いいたします。

説明については、以上です。

議長（青木会長）

ただいま「令和4年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」、事務局から説明がありました。何か質疑はございませんか。

13番 服部委員

知識がないので確認のため、ちょっと聞きたいんですけど。基本的に農業用倉庫というのを建てる場合に関しては200㎡までと、それを超える場合には開発許可とかなりの申請が必要となるじゃないですか。これって農業用倉庫として申請したら、こっちに200㎡、こっちに200㎡と、農業用倉庫200㎡って決められているのが何棟でも建てられるのですか。

事務局（次長）

まず、除外申請についてですけど、さきほどおっしゃられた200㎡以下の農業用倉庫については除外申請が必要とならないですよ、というのについてはおっしゃるとおりでございます。ただ、その場合でも軽微な変更というので農林水産課のほうに届出が必要となります。また、200㎡を越すような大きな倉庫であったとしても、農業に関するものであれば除外がなくても例外的に許可が下りるといった案件もあるんですけど、その場合はやはりケースバイケースになってくるかと思います。おっしゃられたように、200㎡以下を何個も建てる場合、いらないんですかということについては、これだといらないんですといった具

体的なことをここでお答えできるかという、ちょっと難しく、やはり実際の申請内容に基づいて県と協議したりする必要があると思います。例えば芝生町1つ、櫛渕町に1つというように、まったく別の場所に建てるのであれば全く別の案件になってくるかと思うんですけど、同じ隣接地に1つ建てて、次の年にまた1つ建ててとか、また、同じ土地ですよ、一筆の土地のうちに、一反の農地に150㎡の農業用倉庫を建てたあと、1年後に150㎡の農業用倉庫を建てるといふことの是非については、それはちょっと、いけるとは、なかなかすぐにいえるものではないかと思ひます。

13番 服部委員

私の場合適合証明という形で県に申請させていただいて、その申請、許可をとるのになん百万といるんですよ。けど、仮に集約化が進んでいくなかで、はじめは200㎡以下の倉庫1つでよかったものが、どんどん集約化される、正直10ヘクタール増えただけでも基本的には倉庫がいらす。そういうのは、毎回、適合証明とるとなると軽微変更してから個人なら4条、会社なら5条許可とでいかせてもらっているんですけど、それもケースバイケースという形ですか。

事務局（次長）

おっしゃるとおりで、やはりケースによって聞いてみないとわからない部分がありまして、例えば月日を1ヶ月ずらしたらいいの、となってくるとそれはちょっと違うんじゃないのっていう話になってくると思うんです。なので、それをここで、ぜったいいけますとは言えないものなので、そういったのは案件ごとに内容を聞いてから出ないとお答えはしづらいかと思ひます。

議長（青木会長）

他に何かございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なしと認めます。

担当委員さん、よろしくお願ひいたします。

「令和4年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後2時10分

議事録署名委員 4番 谷崎 徹

15番 船越 康博